

障害のある人の

福祉サービスが変わります

来年四月から、障害者の福祉サービス制度が「措置制度」から「支援費制度」に変わります。制度の概要などをお知らせします。



支援費の支給申請は10月21日から受け付け

制度の概要

これまでの「措置制度」では、行政がサービスの内容やサービスを提供する事業者などを決定していました。「支援費制度」は、ノーマライゼーションの理念の下、障害者の自己決定を尊重し、障害者自らが事業者などと対等な関係でサービスを選択し、契約する制度です。

この場合、市町村はそのサービス利用料を「支援費」として事業者に支払い（代理受領）、利用者も支払い能力に応じた負担額を事業者を支払います。

なお、制度の仕組みは下図のとおりです。

支援費とは

支援費支給の決定を受けた障

害者が、事業者や施設からサービスを受けたときに支払う費用のうち、市町村から支給される分（利用者負担金を控除した額）です。支援費によるサービスは「施設支援」と「居宅支援」に大別され、それぞれ下表の事業が対象です。

改正の意義

障害者がサービスを選択できるようになる。事業者と対等な関係で契約を結ぶことで、法律関係が明確になる。利用者が選択することでサービス提供事業者間に競争が生まれ、サービスの質の向上が期待できる。

対象サービス

すべての障害者福祉サービスが、支援費制度の対象ではありません。

対象サービスは下表のとおりです。

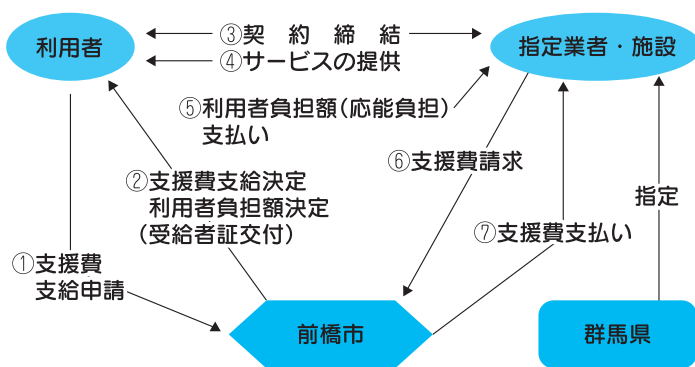
サービスを利用するには

対象者は、身体障害者手帳・療育手帳を持っている人または知的障害があると判定されている人です。介護保険の対象者は、原則として介護保険を優先します。

利用を希望する場合は、支援費の支給申請をしてください。十月二十一日から障害福祉課窓口で、申請を受け付けます。

…問い合わせは障害福祉課 890 6140へ。

支援費制度の基本的仕組み



利用者は、市役所障害福祉課に利用したいサービスについて支援費の支給を申請。どのようなサービスを利用できるかわからないなどの場合は、事前に同課に相談してください。

市は、利用者の希望や障害状況、生活環境などを考慮して支援費の支給を決定、受給者証を交付。

決定を受けた利用者は、県が指定する事業者・施設と契約。利用者はサービスを利用した後、利用者負担額の支払い。利用者負担額は、利用者や扶養義務者の収入や所得に応じて決定。

事業者・施設は、サービス提供に掛かった費用から利用者負担額を除いた額を利用者に代わって市に請求し、支払いを受ける。

支援費制度の対象サービス

	身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	児童福祉法 (障害児のみ)
施設支援 (サービス)	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 (小規模授産施設を除く)	知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 (小規模授産施設を除く) 知的障害者通勤寮 国立コロニー	なし
居宅支援 (サービス)	ホームヘルプサービス デイサービス ショートステイ	ホームヘルプサービス デイサービス ショートステイ グループホーム	ホームヘルプサービス デイサービス ショートステイ